

船舶料理士資格証明書事務取扱要領

(制 定：昭和 50 年 6 月 12 日 員基第 152 号)

(最終改正：令和 6 年 10 月 2 日 国海員第 201 号)

船舶料理士資格証明書の交付等に係る事務については、船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和 50 年運輸省令第 7 号。以下「省令」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第一 資格証明書の交付

一 交付申請の受理

1 受理窓口

交付申請は、地方運輸局の本局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「本局」という。）又は運輸支局若しくは海事事務所で受理する。

2 申請書及び添付書類の確認

次に掲げる書類がそろっていることを確認する。その際、申請書と添付書類を照合し、氏名、生年月日、本籍（外国人にあっては国籍。以下同じ。）その他記載内容に不備がないか確認すること。

(1) 船舶料理士資格証明書交付申請書（省令第 1 号様式）

(2) 船員手帳

① 船員手帳により氏名等を確認できないときは、以下の書類があること。なお、旧姓の併記を希望する場合は、当該旧姓が確認できるものに限る。

(i) 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

(ii) 本籍の記載がある住民票の写し

(iii) 旅券

(iv) 在留カード

(v) 特別永住者証明書

(vi) 氏名、国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもの

② 船員手帳により専ら調理に関する業務に従事した経験を確認できないときは、以下のいずれかの書類があること。

(i) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）第 32 条（乗船履歴の証明）に規定する書類

(ii) 業務経験を有する書類（第 1 号書式）又は船舶名、総トン数、船舶所有者の氏名、職名及び乗船履歴が記載されている書類

(3) 省令第 2 条第 1 項第 3 号イ～ハのいずれかに該当することを証する書類

① イに掲げる者

船舶料理士登録試験の合格証明書

なお、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令（平成 15 年国土交通省令第 74 号。以下「平成 15 年改正省令」という。）附則第 2 条の規定によ

り、省令第2条第1項第3号イの船舶料理士登録試験に合格した者とみなされる者にあつては、平成15年改正省令による改正前の省令第2条第1項第4号イの国土交通大臣が認定する船舶料理士試験の合格証明書

② ロに掲げる者

独立行政法人海員学校（司厨・事務科に限る。）の卒業証書又は卒業証明書

③ ハに掲げる者

（i）調理師、栄養士又は管理栄養士
免許証

（ii）イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
以下のいずれかの書類

a 「船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第1項第3号ハに規定する同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習に関する基準（平成23年5月16日付け国海運第22号）」に基づき認定された同等認定講習実施機関の修了証明書

b 「指定国の船舶料理士資格証明書を有する者に係る船舶料理士の資格の取扱いについて（令和6年9月30日付け国海員第196号。以下「指定国通知」という。）」別表に掲げる指定国の船舶料理士資格証明書及び衛生法規教育修了証明書

c 海上保安学校本科主計課程又は本科船舶運航システム課程主計コースの卒業証書又は卒業証明書

（iii）平成15年改正省令附則第3条の規定により、省令第2条第1項第3号ハに該当する者とみなされる者

平成15年改正省令による改正前の省令第2条第1項第4号ハに定める国土交通大臣が認定する船舶料理士養成課程修了証明書

（4）船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準（平成23年国土交通省告示188号。以下「告示」という。）に適合する場合は、平成23年8月1日国海運第59号に定める船内教育実施証明書

3 手数料の確認

納付額（2750円）に過不足がないことを確認する。

4 収入印紙の消印等

（1）本局が受理したとき

本局は、収入印紙を消印する。

（2）運輸支局又は海事事務所が受理したとき

運輸支局又は海事事務所は、収入印紙を消印し、船舶料理士資格証明書交付申請受理簿（第2号書式。以下「受理簿」という。）に必要事項を記入の上、直ちに本局へ送達し、受理簿備考欄に送達年月日を記入する。

5 郵送又はメールに関する留意事項

（1）郵送による申請の場合は、申請書の余白に連絡先を記入させ、原則、簡易書留等により郵送させる。特に船員手帳を郵送する場合は必ず簡易書留等による

こと。

- (2) メールによる申請の場合は、収入印紙を別途郵送等により提出させる。
- (3) 郵送、メールいずれの申請の場合も、受取方法（郵送もしくは窓口）を申請書の余白に記入させる。
- (4) 郵送による資格証明書の交付を希望する場合は、宛先を明記し、書留郵送料を貼った封筒を提出させる。

二 審査

本局は、申請書を受理した場合及び運輸支局又は海事事務所から送達を受けた場合は、一の2に掲げる書類により次の要件を備えていることを確認する。

- 1 18歳以上であること（省令第2条第1項第1号）
- 2 専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること（省令第2条第1項第2号）

(1) 従事期間

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第30条（乗船期間）の規定により計算する。なお、外国籍船における業務経験も算入して差し支えない。

- ① 船舶料理士登録試験に合格した者及び同等認定講習を修了した者については、1年以上
- ② 独立行政法人海員学校の司厨・事務科を卒業した者、調理師、栄養士、管理栄養士、海上保安学校本科主計課程又は本科船舶運航システム課程主計コースを卒業した者及び船舶料理士養成課程を修了した者については、3ヶ月以上

ただし、告示で定める基準に適合している者については、船内における労働・調理に関する教育を実施した期間が1ヶ月以上とする。この場合、船内教育実施証明書記載の「告示第2号に規定する事項に関する教育の監督を行った者」が、船舶料理士資格を受有することを、船舶料理士資格証明書交付原簿（以下「原簿」という。）、船舶料理士資格証明書交付簿（以下「交付簿」という。）又は船員情報管理システムによって確認する。

- ③ 指定国の資格保有者（同等認定講習修了者を除く。）については、指定国通知第2の1②に基づき、2年以上

(2) 職務名

平成15年1月30日国海働第91号に基づき、専ら調理に関する業務に従事していると認められる職務名で雇入れられていることを確認する。

ただし、平成15年2月3日以前に雇入契約の公認を受けた者で、調理員、司厨手等の職務名で雇入れられている者については、当該者が専ら調理に関する業務に従事していたか否かを申請窓口において確認すること。

三 交付及び事務処理

1 資格証明書の作成

- (1) 本局は、審査後、交付簿（第3号書式）により資格証明書番号を取得し、遅滞

なく資格証明書（省令第2号様式）を作成する。

指定国の資格保有者（同等認定講習修了者を除く。）については、資格証明書に、「日本人船員が乗り組まない船舶に限る」と記載する。この場合の資格証明書の様式は、指定国通知別紙2を参照すること。

- (2) 資格証明書番号は運輸局ごとの永続的な継続番号とし、運輸局の略号は次のとおりとする。

北海道運輸局	H K	神戸運輸監理部	K B
東北運輸局	T H	中国運輸局	C G
関東運輸局	K T	四国運輸局	S K
北陸信越運輸局	H S	九州運輸局	K S
中部運輸局	C B	沖縄総合事務局	O N
近畿運輸局	K K		

- (3) 申請者が旧姓の併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記載する。
- (4) 外国人の場合は、「本籍の都道府県」の欄には国籍を英文で記載し、「氏名」欄には氏名の振り仮名をカタカナで記載する。英文又はヘボン式ローマ字で記入する場合は別紙を参照すること。

2 資格証明書の交付

(1) 交付簿の記入

本局は、交付簿に必要事項を記入するとともに、船員情報管理システムに必要事項を入力する。

なお、1 (1)に基づき資格証明書に「日本人船員が乗り組まない船舶に限る」と記載した場合は、船員情報管理システムの資格備考欄に「限定」と記入すること。

(2) 運輸支局又は海事事務所が受理した申請について

本局は、交付簿の記入後、速やかに受理した運輸支局又は海事事務所に資格証明書を送付する。資格証明書の送達を受けた運輸支局又は海事事務所は、受理簿備考欄に到達年月日を記入し、証明書番号欄、交付年月日欄等必要事項の記入を行った後、交付する。

- (3) 窓口において資格証明書を交付し、船員手帳等を返却する場合は、本人又はその代理人等に氏名、生年月日等の口頭確認等を行った上で交付する。

第二 資格証明書の再交付

一 船舶料理士資格証明書再交付申請の受理

1 受理窓口

船舶料理士資格証明書再交付申請は、本局又は運輸支局若しくは海事事務所で受理する。

2 申請書及び添付書類の確認

次に掲げる書類がそろっていることを確認する。その際、申請書と添付書類を照

合し、氏名等の記載内容に不備がないか確認すること。

(1) 船舶料理士資格証明書再交付申請書（省令第3号様式）

(2) 添付書類

① 船員手帳（②がある場合は不要）

船員手帳により記載事項の変更を確認できない場合は、第一の一の2（2）

①に掲げる書類により確認すること。

② 指定国通知第2の4に基づく申請（「日本人船員が乗り組まない船舶に限る」と記載された船舶料理士資格証明書を有する者が、同等認定講習の実技科目を履修し、日本人船員が乗り組む船舶に船舶料理士として乗り組む場合）にあつては、同等認定講習実施機関の修了証明書

③ 原資格証明書（紛失を理由とする場合は不要）

3 手数料の確認

納付額（2350 円）に過不足がないことを確認する。

4 収入印紙の消印等

収入印紙の消印及び「船舶料理士資格証明書再交付申請受理簿（第4号書式）」の記入は、第一の一の4に準じて処理する。

5 郵送又はメールに関する留意事項

第一の一の5に準じて処理する。

二 審査

本局は、再交付申請書を受理した場合及び運輸支局又は海事事務所から送達を受けた場合には、再交付理由（記載事項の変更、紛失、毀損）に応じ、申請書及び添付書類によりその事実を確認する。

三 再交付及び事務処理

1 原資格証明書を交付した本局（以下「交付本局」という。）が再交付を行う場合

(1) 交付本局で保管する原簿又は交付簿と照合し、交付の事実を確認する。

(2) 交付簿の再交付欄には、原資格証明書の交付年月日、その証明書番号、再交付理由を記入する。指定国通知第2の4に基づく申請の場合は、交付簿の再交付欄の再交付理由に「限定解除」と記入すること。

(3) 資格証明書番号は新番号を付し、遅滞なく資格証明書を作成する。

資格証明書第1頁の右上に「再交付」と捺印する。指定国通知第2の4に基づく申請の場合は、資格証明書には捺印しない。

(4) 原資格証明書の提出があつた場合には、原資格証明書を廃棄する。

(5) その他再交付申請に係る資格証明書の作成・交付手続は、第一の三に準じて処理する。

2 交付本局以外の本局が再交付を行う場合

(1) 再交付局（再交付を行う交付本局以外の本局をいう。以下同じ。）は、交付本局に、電話又はメール等により、申請者の氏名、生年月日、本籍、原資格証明書番号、交付年月日を照合する。なお、船員情報管理システムでの照合可。

- (2) 交付本局は、原簿又は交付簿により照会事項を確認の上、交付の事実を確認できた場合は、その旨再交付局に回答する。
- (3) 再交付局は、1 (2)～(5)に準じて再交付する。
- (4) 再交付局は、再交付後、交付本局に再交付年月日及び再交付理由を通報し、交付本局では、交付簿の備考欄に再交付年月日、再交付理由及び再交付局を記入する。

第三 資格証明書の引替

一 船舶料理士資格証明書引替申請の受理

1 受理窓口

船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令（平成 25 年国土交通省令第 31 号）附則第 2 条の規定による改正前の省令第 2 号様式の船舶料理士資格証明書（平成 26 年 8 月 4 日以前に交付）からの引替申請は、本局又は運輸支局若しくは海事事務所で受理する。

2 申請書及び添付書類の確認

次に掲げる書類がそろっていることを確認する。その際、申請書と添付書類を照合し、氏名等の記載内容に不備がないか確認すること。なお、手数料は無料である。

- (1) 船舶料理士資格証明書引替申請書（第 5 号書式）
- (2) 原資格証明書

二 審査

本局は、引替申請があった場合には、申請書及び添付書類の記載事項に誤りがないことを確認する。

三 引替及び事務処理

交付本局及び交付本局以外の本局は、第二の三に準じて処理する。ただし、交付簿の再交付欄の再交付理由については「引替」と記入し、資格証明書には捺印しない。

第四 申請書等の保存、送付及び事後報告

- 一 本局は、交付簿（写し）、船舶料理士関係手数料納付状況報告書（第 6 号書式）を年度ごとに翌年度 4 月末日までに海事局船員政策課へ提出する。

二 書類の保存期間は、次のとおりとする。

船舶料理士資格証明書交付原簿	永久
船舶料理士資格証明書交付簿	永久
船舶料理士資格証明書交付申請受理簿	3 年
船舶料理士資格証明書再交付申請受理簿	3 年
交付申請書、再交付申請書又は引替申請書、その添付物	3 年

三 資格証明書用の紙は海事局船員政策課で調製し送付する。

(別紙)

1. 英文による記載方法

資格証明書に英文又はヘボン式ローマ字で、日付又は氏名を記載する場合は、以下の方法により記載すること。

(1) 「月・日・年」の順に記載すること。

(例) Jan. 1. 1983 (昭和 58 年 1 月 1 日)

(2) 月の記載方法

1 月	Jan.	7 月	Jul.
2 月	Feb.	8 月	Aug.
3 月	Mar.	9 月	Sep.
4 月	Apr.	10 月	Oct.
5 月	May.	11 月	Nov.
6 月	Jun.	12 月	Dec.

(3) 氏名は、「氏、名」の順に記載し、かつ、氏はすべて大文字で記載し、名は頭文字のみ大文字で記載すること。

(例) TAKEDA Ryoichi (武田 良一)

(旧姓併記例) TAKEDA (SATO) Ryoichi (武田(佐藤) 良一)

2. 再交付及び引替の場合

「番号」欄及び「License No.」欄については、新番号を付す。

「年月日」欄及び「Date」欄については、再交付日を記入する。

記載事項に変更がある場合については、当該の変更を反映させる。

3. その他

外国人の資格証明書を作成する場合については、「本籍の都道府県」欄には国籍を英文で記入する。また、「氏名」欄には氏名の振り仮名をカタカナで記入する。

【ヘボン式ローマ字】

a	あ	i	い	u	う	e	え	o	お
ka	か	ki	き	ku	く	ke	け	ko	こ
sa	さ	shi	し	su	す	se	せ	so	そ
ta	た	chi	ち	tsu	つ	te	て	to	と
na	な	ni	に	nu	ぬ	ne	ね	no	の
ha	は	hi	ひ	fu	ふ	he	へ	ho	ほ
ma	ま	mi	み	mu	む	me	め	mo	も
ya	や			yu	ゆ			yo	よ
ra	ら	ri	り	ru	る	re	れ	ro	ろ
wa	わ	i	ゐ	u	う	e	ゑ	o	を
ga	が	gi	ぎ	gu	ぐ	ge	げ	go	ご
za	ざ	ji	じ	zu	ず	ze	ぜ	zo	ぞ
da	だ	ji	ぢ	zu	づ	de	で	do	ど
ba	ば	bi	び	bu	ぶ	be	べ	bo	ぼ
pa	ぱ	pi	ぴ	pu	ぷ	pe	ぺ	po	ぽ
kya	きゃ			kyu	きゅ			kyo	きょ
sha	しゃ			shu	しゅ			sho	しょ
cha	ちゃ			chu	ちゅ			cho	ちょ
nya	にゃ			nyu	にゅ			nyo	にょ
hya	ひゃ			hyu	ひゅ			hyo	ひょ
mya	みゃ			myu	みゅ			myo	みょ
rya	りゃ			ryu	りゅ			ryo	りょ
gya	ぎゃ			gyu	ぎゅ			gyo	ぎょ
ja	じゃ			ju	じゅ			jo	じょ
bya	びゃ			byu	びゅ			byo	びょ
pya	ぴゃ			pyu	ぴゅ			pyo	ぴょ
n (m)	ん								

小文字 a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z

大文字 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

記載上の注意事項

1. 撥音：「ん」は「N」と記入するが、B、M、Pの直前の「ん」は「M」に置き換えること。
(例) ほんだ：HONDA／ほんま：HOMMA／なんば：NAMBA
2. 促音：「っ」は子音を重ねて記入するが、後ろが「C」の場合は重ねず、前に「T」をおくこと。
(例) はっとり：HATTORI／はっちょう：HATCHO
3. 長音：「O」や「U」は記入しないが、姓又は名の末尾の「おお」は「OO」と記入すること。
(例) おおの：ONO／ゆうこ：YUKO／せのお：SENOO

(第 1 号 書 式)

業 務 経 験								
乗船順位	船 舶 名	総トン数	船舶所有者の 氏名又は名称	職 名	乗 船 の 年 月 日	下 船 の 年 月 日	乗 船 の 期 間	備 考
1					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
2					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
3					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
4					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
5					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
6					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
7					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
8					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			乗船の期間(計) 年 月 日					

(第 2 号 書 式)

船舶料理士資格証明書交付申請受理簿

受付 番号	受 付 年月日	氏 名 (旧 姓)	本 籍	生年 月 日	手数料	交 付 年月日	証明書 番 号	備 考

(注) 申請書に旧姓が併記されている場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記入すること。

船舶料理士資格証明書交付簿

運輸局

受付 番号	証 明 書 号	交 付 年月日	(フリガナ) 氏名(旧姓)	生年月日	本 籍	手数料	記事		再交付			船員手帳(受有者のみ)		備 考
							年月日	事由	交付年月日	原資格証明書番号	記 事	番 号	交付運輸局	
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													
	第 号													

(注) (1) 交付の記事欄中「事由」欄には、省令第2条第1項第3号のいずれかの要件に該当するものであるかを以下の例を参考に具体的に記入し、第2項に該当する場合は「告」と記入するものとする。「年月日」欄は、該当要件を取得した年月日を記入すること。
例) 船舶料理士登録試験、旧船舶料理士試験、海員学校、調理師、栄養士、管理栄養士、同等認定講習、指定国(限定)、海上保安学校、旧養成施設
(2) 再交付の記事欄には、再交付事由を記入すること。
(3) 旧姓を併記した場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記入すること。

(第 4 号 書 式)

船舶料理士資格証明書再交付申請受理簿

受付 番号	受 付 年月日	氏 名 (旧 姓)	原証明書 番 号	再交付の 理 由	変更事項	交 付 年月日	備 考
					(新) (旧)		
					(新) (旧)		
					(新) (旧)		
					(新) (旧)		
					(新) (旧)		
					(新) (旧)		
					(新) (旧)		

(注) 申請書に旧姓が併記されている場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記入すること。

(第 5 号 書 式)

船舶料理士資格証明書引替申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

ふりがな
申請者氏名

年 月 日生

本籍
現住所

船舶料理士資格証明書の引替を受けたいので、旧様式の船舶料理士資格証明書を添え下記のとおり申請します。

記

船舶料理士資格証明書の番号

(第 6 号 書 式)

船舶料理士関係手数料収納状況報告書

海事局船員政策課 御中

運 輸 局

年度末現在

交 付		再 交 付	
件 数	手 数 料	件 数	手 数 料
件	円	件	円
引 替			
件 数	手 数 料		
件			